

○堺市地域公共交通活性化協議会規約新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改 正 前	改 正 案
堺市地域公共交通活性化協議会規約	堺市地域公共交通活性化協議会規約
(省略)	(省略)
(協議事項)	(協議事項)
第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。	第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
(1) 法第5条第1項に規定する計画の策定及び変更に関する事項	(1) 法第5条第1項に規定する計画の策定及び変更に関する事項
(2) 計画の実施に関する事項	(2) 計画の実施に関する事項
(3) 計画に位置づけられた事業の実施に関する事項	(3) 計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
(4) 計画の評価に関する事項	(4) 計画の評価に関する事項
(5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃若しくは料金等に関する事項	(5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃若しくは料金等に関する事項
(6) 前各号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関し必要な協議として協議会が認める事項	<u>(6) 国の地域間幹線系統確保維持改善事業に関する事項</u>
	(47) 前各号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関し必要な協議として協議会が認める事項
(分科会)	(分科会)
第13条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。	第13条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。
2 協議会は、分科会の議決をもって協議会の議決とすることができる。	2 協議会は、分科会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
3 分科会の名称、協議事項及び前項に規定する事項は、別表のとおりとする。	3 分科会の名称、協議事項及び前項に規定する事項は、別表 <u>1</u> のとおりとする。
4 分科会での協議事項及び議決事項は協議会に報告することとする。	4 分科会での協議事項及び議決事項は協議会に報告することとする。
5 分科会は、分科会の組織、議事、運営その他必要な事項について、設置規約等で定めなければならない。	5 分科会は、分科会の組織、議事、運営その他必要な事項について、設置規約等で定めなければならない。
	<u>6 分科会で作成する文書のうち、協議会会長名で発することのできる文書は、別表2のとおりとする。</u>
(省略)	(省略)

改正前

附 則

この規約は、令和4年12月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第13条第3項関係）

名称	協議事項	第13条第2項に規定する事項
堺市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃若しくは料金等に関する事項及び交通会議の運営方法	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃若しくは料金等に関する事項及び交通会議の運営方法

改正案

附 則

この規約は、令和4年12月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表1（第13条第2項、第3項関係）

名称	協議事項	第13条第2項に規定する事項
堺市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃若しくは料金等に関する事項及び交通会議の運営方法	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃若しくは料金等に関する事項及び交通会議の運営方法
<u>堺市地域間幹線系統確保維持会議（以下「幹線会議」という。）</u>	<u>国の地域間幹線系統確保維持改善事業に関する事項及び幹線会議の運営方法</u>	<u>国の地域間幹線系統確保維持改善事業に関する事項</u>

別表2（第13条第6項関係）

名称	協議会会長名で発することができる文書
<u>幹線会議</u>	<u>地域間幹線系統確保維持改善事業に関する文書</u>